

修 繕 仕 様 書

1. 件 名 市川市立鬼高小学校普通教室棟便所洋便器化修繕
2. 施行場所 市川市鬼高2丁目13番5号
3. 施行期間 令和7年 7月1日（火） から 令和7年 8月29日（金）まで
4. 修繕内容 市川市立鬼高小学校の普通教室棟の便所の洋便器化修繕を行うもの
 - ・洋風大便器新設（洋風サイホン節水Ⅱ形大便器（フラッシュバルブ式）
 - ・その他これらに伴う作業一式

[工程関係]

5. 作業時間は、原則午前8時半から午後5時までとするが、工程上やむを得ない場合は、学校側と協議し、調整すること。
6. 主たる騒音の出る修繕は、学校運営に支障のない日に行うこととするが、やむを得ない場合は学校側と協議し、日時を調整すること。
7. 断水を伴う作業に際しては、学校側と協議の上、日時を調整し、学校運営に支障のない日に行うものとする。

[安全対策関係]

8. 学校施設であり、児童・生徒、職員等が居ながらの施工であることに配慮し、児童等の安全対策に十分配慮すること。
9. 資機材の搬出入時においては、誘導などを行い、十分な安全対策を講じること。

[施工関係]

10. 給水管について、露出の場合は原則クロムメッキ給水管とし、ピット内等は水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HI-VP）とする。床給水の場合は、原則地中埋設管を再利用し、露出配管にて使用上支障のない位置で切り回すこととする。
ただし、トイレブースまたは便器等に干渉する場合はスラブを部分的にはつり、切り回すこと。壁給水の場合は、露出配管にて使用上支障のない位置で切り回すこととする。

11. 排水管について、原則、硬質ポリ塩化ビニル管（V P）とする。
12. 配管施工に先立って、上記仕様に応じた配管種別及び配管経路を明記した施工図を作成・提出し、監督職員の承認を得ること。
13. 施工対象の便所の既存アスファルト防水はアスベスト含有（レベル3）のため、撤去については「石綿含有建築物解体の「施工要領」例及び「安全手順」例」（建設業労働災害防止協会）等によること。
14. 受注者は、施工前・施工後の状況が対照できるように写真を撮影すること。
また、施工後外部から明視できなくなる箇所については、施工状況が明確に確認できるように撮影すること。
15. 受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。
16. 受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については監督職員の指示を受けること。
17. 受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うと共に、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めること。
18. 受注者の判断において、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督職員の承諾を受け、その区域を適切に防護すると共に、立ち入り禁止標示の処理を講じること。
19. 前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行うこと。
20. 本契約の施工において疑義が生じた場合には、双方協議のうえ履行すること。
21. 受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

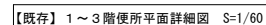
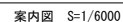
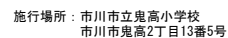
[情報セキュリティ対策関係]

1. 受託者（受注者）は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、契約約款別記「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

[提出書類関係]

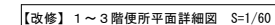
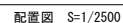
2. 提出書類については、以下の通り監督職員と協議の上、作成・提出すること。

- ・ 着手届
- ・ 実施工程表
- ・ 施工図、製作図
- ・ 出荷証明書及び納品書
- ・ 工事記録写真
- ・ 工事完成写真
- ・ 完成届
- ・ 建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）



既存床仕上げ：モザイクタイル
既存壁仕上げ：タイル
床構造形式：土間スラブ

既存便器（紙巻器共）【撤去】



本修繕は、市川市立鬼高小学校の1棟の便所の洋便器化を行うものです。	
改修概要	【撤去】和便器 6箇所
	【新設】洋便器 6箇所

特 記 仕 様	改 修 内 容	仕 様	数 量		
			1 棟		
			1 F	2 F	3 F
	洋便器【新設】	節水Ⅱ形、フラッシュ型 ¹⁾ 、普通便座、他付属品一式	2	2	2
	紙巻器【新設】	SUS製棚付2連フタ付式	2	2	2
	トイレ ²⁾ 扉【改修】	扉一時取外し、開き方向変更更取付、取付金具一式	2	2	2

※アスファルト防水はアスベスト含有(レベル3)のため、撤去については「石綿含有建築物解体の「施工要領」例及び「安全手順」例」(建設業労働災害防止協会)等によること。

市川市教育振興部教育施設課 市川市 八幡1丁目1番1号	部 長	次 長	課 長	主 幹	担 当	担 当	特記事項	件 名	施行場所	図面名称	縮 尺	図面番号
								市川市立鬼高小学校普通教室棟便所洋便器化修繕	市川市鬼高2丁目13番5号	案内図、配置図、平面詳細図	図示	01

内 訳 書

件 名 市川市立鬼高小学校普通教室棟便所洋便器化修繕

施行場所 市川市鬼高2丁目13番5号

(修繕価格)

本件は、市川市立鬼高小学校の普通教室棟便所の洋便器化修繕を行うものです。

・市川市立鬼高小学校

○ 和洋リモデル方式 洋便器6台

SUS製2連紙巻器 6個

市川市立鬼高小学校 種目別内訳

3

[illegible]

市川市立鬼高小学校 種目別内訳

4

直接修繕費

[illegible]

市川市立鬼高小学校 種目別内訳

5

[illegible]

[illegible]

市川市立鬼高小学校 種目別内訳

7

[illegible]

市川市立鬼高小学校 種目別内訳

8

[illegible]